

# 石川県公報

平成 24 年 7 月 2 日 (月曜日)

号 外

(第 41 号)

## 目 次

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 1	石川県核燃料料税条例 (税務課) 2
--------------------------------------	-----------------------

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第三十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「とき」の下に「(第四号及び第五号の作業に従事したときにあつては、当分の間)」を加え、同項第二号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十二条第一項の規定により警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち知事が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第三号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち知事が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十二条第一項の規定により警戒区域に設定することとされた区域において行う作業(前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)

附則第三項に次の一号を加える。

五 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業(前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)

附則第四項第一号を次のように改める。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋(知事が定めるものに限る。)内において行うもの 四万円

附則第四項第七号を次のように改める。

七 前項第四号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

附則第四項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「千円」を「六百六十円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「一千円」を「千三百三十円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「一万円(心身に著しい負担を与えると知事が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)」を「六千六百円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「五千円」を「三千三百円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであつて、故障した設備等を現場において確認するもの(知事が定めるものに限る。) 一万円

二 前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

附則第四項に次の三号を加える。

- 十 前項第四号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円
- 十一 前項第五号の作業のうち屋外において行うもの 五十円
- 十二 前項第五号の作業のうち屋内において行うもの 十円

附則第六項中「附則第四項第三号、第五号又は第七号」を「附則第四項第五号、第七号、第九号又は第十一号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」といふ。）の規定は、平成二十四年四月十六日からこの条例の施行の日の前日までの間において、警察職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定による原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であつて、新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第四項第五号の作業に該当することとなるものを行った場合（同一の日において、新条例の規定を適用したとするならば同項第一号から第三号まで又は第九号の作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び新条例の規定を適用したとするならば同項第六号の作業に該当することとなるものを行った場合（同一の日において、新条例の規定を適用したとするならば同項第一号から第五号まで、第七号又は第九号から第十一号までの作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）についても適用する。

石川県核燃料税条例をここに公布する。

平成二十四年七月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三十二号

石川県核燃料税条例

（課税の根拠）

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定により、核燃料税を課する。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- 二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

（賦課徴収）

第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、石川県税条例（昭和十九年石川県条例第二十三号）の定めるところによる。

（納税義務者等）

第四条 核燃料税は、次の各号に掲げる発電用原子炉を設置して行う行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によつて、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- 一 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
- 二 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額

2 前項第一号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第四十九条第一項の規定により経済産業大臣が行つて使用前検査（以下「使用前検査」といふ。）に合格した日
- 二 発電用原子炉について電気事業法第五十四条第一項の規定により経済産業大臣が行つて定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日
- 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

## (課税期間)

第五條 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

- 一 四月一日から六月三十日まで
- 二 七月一日から九月三十日まで
- 三 十月一日から十二月三十一日まで
- 四 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- 一 前項各号に掲げる課税期間の中途において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和二十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十三条の三の二第一項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合(第三号に掲げる場合を除く。)廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで
- 二 前項各号に掲げる課税期間の中途において使用前検査に合格した場合(次号に掲げる場合を除く。)使用前検査に合格した日から当該使用前検査に合格した日の属する課税期間の末日まで
- 三 前項各号に掲げる課税期間の中途において使用前検査に合格し、廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合、使用前検査に合格した日から廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

## (課税標準)

第六條 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。第九條第一項において同じ。)の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第二十三条第一項の規定により設置の許可を受けた原子炉の同条第二項第三号に規定する原子炉の熱出力(原子炉等規制法第二十六条第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を受けた原子炉の熱出力)とする。
- 4 課税期間が三月に満たない場合における第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

## (税率)

第七條 価額割の税率は、百分の八・五とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、三万四千九百円とする。

## (徴収の方法)

第八條 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

## (申告納付の手續等)

第九條 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月(第四條第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月)を経過する日の属する月の末日(第六條第二項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと知事が認める場合においては、知事が指定する日)までに、価額割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

- 2 核燃料税の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して二月以内に、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。
- 3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、当該税額及びこれに併せて納付すべき延滞金額を納付しなければならない。

## (不足税額等の納付)

第十条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知を受けた場合には、更正により増加した税額又は決定による税額及びこれらに併せて納付すべき延滞金額を当該通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

第十一条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十八条第五項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第二百七十九条第四項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、これらの金額を当該通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

(課税地)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に関する石川県税条例の適用については、同条例第十条第二項第二号中「事業所」とあるのは、「事業所(核燃料税の徴収金にあつては、発電用原子炉の所在地)」とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、地方税法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の規定は、発電用原子炉の設置者がこの条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後に行つた第四条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為にあつては、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後に行つた発電用原子炉への挿入を除く。)について適用する。

(この条例の施行に伴つて課税期間の特例)

3 施行日の属する課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

(この条例の失効)

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失つ。ただし、発電用原子炉の設置者がこの条例の失効の日(以下「失効日」といふ。)前に行つた第四条第一項各号に掲げる行為に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、この条例の規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴つて課税期間の特例)

5 失効日前の最後の課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。